

**総合資源エネルギー調査会
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第3回）
議事要旨**

○日時

令和元年10月28日（月）17時00分～18時41分

○場所

経済産業省 本館17階 国際会議室

○出席委員

山地憲治委員長、大石美奈子委員、大貫裕之委員、桑原聡子委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、圓尾雅則委員、山内弘隆委員

○オブザーバー

日本地熱協会 今岡理事、電気事業連合会 大森事務局長、（一社）日本卸電力取引所 国松企画業務部長、（一社）太陽光発電協会 鈴木事務局長、（一社）日本有機資源協会 嶋本事務局長、（一社）日本経済団体連合会環境エネルギー本部 谷川上席主幹、電力広域的運営推進機関 都築事務局長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、電力・ガス取引監視等委員会 日置ネットワーク事業制度企画室長、日本商工会議所 山本産業政策第二部 副主査

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、曳野電力基盤整備課長兼省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長、白井新エネルギーシステム課長、稲邑再生可能エネルギー主力電源化戦略調整官

○議題

（1）電源の特性に応じた制度設計（地域活用電源について）

○議事要旨

(1) 電源の特性に応じた制度設計（地域活用電源について）

委員

- 事務局案に特段異論はない。
- 地域活用電源について「FIT 制度の基本的枠組みを維持する」とされているが、日本全体の電気の需要家が、一律で再エネ賦課金を負担していることと、特定地域での地産地消を支援することの関係をどのように整理するべきか。
- 地域活用電源はFIT 制度で支え、競争電源はFIP 制度で支えるということは自明ではない。特に自家消費型の設備については、売電せずに自家消費を行うという選択肢もある中で、売電価格を市場価格に連動させることがますます重要ではないか。海外の事例も参考としながら、FIT 制度以外の方法も含めて、自家消費を誘導する方法を検討する必要があるのではないか。
- 全ての地域活用電源がFIT 制度の対象となるのか、検討の必要があるのではないか。場合によっては、調整力として活用することなどを通じて、市場において高い価値を獲得する電源も想定し得るのではないか。地域分散型エネルギーシステムの構築という政策目的も踏まえながら、位置付けの明確化が必要ではないか。
- 発電所へのインプットについては、地元の資源・エネルギーの活用だけでなく、例えば地元の金融機関からの融資等の視点も踏まえるべきではないか。
- 今回の制度設計がレジリエンス強化に資することは重要であり、制度趣旨に反映されるべく詳細設計を進めてほしい。
- 太陽光発電に自家消費型の地域活用要件を設定する場合、自家消費型以外の太陽光発電の取扱いについても、海外の事例も参考としつつ、検討する必要があるのではないか。
- 自家消費の促進という制度の意図と異なる結果が発生しないよう、買取電力量の上限設定や非線形買取価格の設定も含め、自家消費に経済的にインセンティブが発生するような制度設計が必要ではないか。
- 自家消費や地域消費の確認については、国民負担の抑制の観点からも、FIT 認定の後にも要件が満たされているのかのモニタリングが必要ではないか。自家消費や地域消費の状況について、継続的・定期的な報告義務を課した上で、一定の基準を満たさない場合には、猶予期間をもってFIT 認定を取り消すことも選択肢の一つでは

ないか。買取上限の設定が実務上難しいのであれば、一定の自家消費を前提に調達価格を設定してはどうか。

- 地域消費型の範囲が狭いのではないかと懸念している。農山村地域の再エネポテンシャルの活用などの視点も踏まえる必要があるのではないか。また、自治体が発電事業に出資しているもの、法定計画や条例に位置付けられているもの、市民出資型のものについて、地域消費型の要件として検討してはどうか。
- 地域消費の確認の例として、「市町村が出資する小売電気事業者への売電を通じた地域への電力供給を求める」とあるが、市町村出資以外の定義も柔軟に考えてはどうか。
- 地域消費型に関して、防災計画への位置付けを求める事務局案に賛成。各地方自治体がレジリエンスの問題を考える契機になるという点でも重要である。その際、制度趣旨を政府から地方自治体に説明するなど、丁寧なコミュニケーションをお願いしたい。
- 地域振興に資するからといって、地域消費型の要件を満たすとは限らない。地域振興が重要であることは理解するが、エネルギー政策の枠組みの中で支援すべきかどうかについては、別の議論ではないか。
- 地域活用電源については、電源類型ごとに立地制約などの性質が異なる中で、再エネ導入をどのようにバックアップしていくか、という問題設定だと思っている。
- 自家消費型と地域消費型の定義は、例えば、自家消費型における「同一の需要地内」の意味や、地域消費型の「市町村が出資する小売電気事業者」の具体的な出資比率などについて、更なる明確化が必要ではないか。
- 地域消費型の定義として、「災害時における活用」「地域消費の確認」の二つが示されているが、この双方が必要という理解か。いずれかを満たせばよいという理解か。
- 熱電併給案件を地域消費型に含めることは賛成だが、熱と電気を合わせて一定の総合エネルギー効率の達成を求めるなど、踏み込んだ対応が必要ではないか。
- バイオマス発電の発電所へのインプットについて、FIT制度で利用できる燃料を発電所立地地点から一定距離の範囲内で産出されたものに限定することは選択肢としてあり得る。内外無差別の原則に基づきながら、例えば、ライフサイクルのGHG排出量の観点を確認すれば、一定程度の政策目的が達成されるのではないか。

- バイオマス発電の発電所へのインプットについて、レジリエンスの確保や地域振興、GHGの排出抑制の観点から、地域から燃料集材を行う案件を支援することには、十分な理由があるのではないか。
- 各電源についての考え方について、これをもとに競争電源とは異なる、地域活用電源としての資格要件を満たすということだと思うので、それに相応しい明確化が必要。また具体的にどの電源、規模に、どのタイミングに、どのような支援を行うかとの検討は、調達価格等算定委の買取の要件区分にも関わってくるという理解で良いか。
- 小規模事業用太陽光発電については、地域での分割案件への対応が重要である。自家消費型の地域活用要件を設定することによる対応もあり得るが、根本的には、小規模設備に安全規制の適用等がなされないことを改めるべきではないか。

オブザーバー

- 発電所からのアウトプットについて、自家消費型、地域消費型ともに異論はない。
- 地域活用電源は自立化までの経過措置であると認識しており、抜本見直しが完了した後も不断の見直しが必要ではないか。
- 競争電源にも地域活用電源にも該当しないものは支援対象から外れるのか確認したい。
- 自家消費の確認について、「発電設備の規模に応じた需要の確認」を行う例が示されている。太陽光発電の場合、使用電力を賄うために、概ね3～4倍の規模の発電設備が必要となる。
- 自家消費型の定義として、「同一の需要地内に限らずとも、事実上自家消費を行っているものも認めるべき」とあるが、現行の託送制度やシステム上の問題がないか確認が必要ではないか。
- 自家消費を促す方法として、買取上限の設定が提案されているが、現行の買取者のシステムは、逆潮流した電気を全量FIT電源として買い取る前提で構築している。システム改修に時間を要するため、施行までの期間も含めて、慎重な検討をお願いしたい。
- 自家消費型、地域消費型ともに、FIT認定時に要件を満たしていることも重要であるが、FIT認定後も継続的に要件が満たされていることを確認し、条件を満たしていなければ認定取消しなどを行う体制を整備してほしい。

- 地域消費の確認の例として、「市町村が出資する小売電気事業者への売電を通じた地域への電力供給を求める」とあるが、地域やお売電気事業の実情を踏まえた柔軟な制度設計を検討してほしい。
- 地域消費型の要件として、「市町村が出資する小売電気事業者への売電を通じた地域への電力供給」を求める場合には、小売事業者が撤退した場合の取扱いや、地域供給の確認方法について、行政コストにも配慮しながら、丁寧な検討をお願いしたい。
- 地域活用電源について、物理的に電気を地域に供給するものに限定する方向でまとまってきているが、FIT法の目的規定に「地域の活性化」が含まれていることを踏まえると、売電収益を地域に還元するような事業類型も、地域活用電源とできないか。
- 熱利用のためにコストが追加的に発生することにより、国民負担の抑制が阻害されることを危惧している。将来的な自立化に向けて、熱利用の設備が有効に機能し、地域に便益をもたらしているのかどうかを確認できるよう、慎重に制度設計してほしい。
- 地域活用要件については、現在稼働しているバイオマス発電の実態や地域ごとの特性を勘案して設定してほしい。
- バイオマス発電の発電所へのインプットについて、必ずしも、大規模になるほど調達先を大幅に拡大することにはなっていないのではないかと。発電効率の向上等によって、同量の燃料でより大きな出力での発電が可能となっている。これを踏まえると、考え方の整理に当たっては、今後の発電効率の向上等も考慮することが適切ではないか。
- バイオマス発電について、資源・エネルギーの地域循環が実現するものであれば、CO₂削減やレジリエンス確保の観点で、FIT制度の対象とする意義が一定程度存在することは理解する。しかし、燃料を遠方から調達する場合、輸送の長距離化によりコストとライフサイクルCO₂排出が増えるような事例は、FIT制度の趣旨に反するのではないかと。発電所へのインプットを考慮せずに制度設計することは同意できない。内外無差別の原則への抵触等により、バイオマス発電の中で一定の線引きができないのであれば、バイオマス発電は一律でFIT制度の対象外とすることも検討してはどうか。

- 事務局案に賛同。社会的なニーズを踏まえると、レジリエンスという方向性も更に強めることが重要だと考えている。
- 地域活用電源はこれまでの FIT 制度を継続するものの、認定要件が大きく変わると理解している。発電事業者が混乱を来さないよう、国においては要件設定の趣旨や、対象電源の定義を説明してほしい。
- 低圧の小規模事業用太陽光発電についても、地域消費型を地域活用要件として認めることを検討してほしい。
- 低圧の小規模事業用太陽光発電について、事務局案では、「2020 年度から設定を前提に算定委に検討要請」とされているが、事業者としては土地の確保や設備の準備などを既に始めており、施行時期の調整を検討してほしい。
- 小規模事業用太陽光発電については、基本的に事務局案に違和感はない。低圧の事業用太陽光発電について、施行日を先延ばしすべきとの意見もあるが、猶予期間が長過ぎると、駆け込み案件を大量に受け入れることとなる。リードタイムが短いという電源特性を踏まえた対応をお願いしたい。
- 営農型太陽光発電の取扱いについて、エネルギー事業が実質的に本業か副業かを確認すべきではないか。本業であるものは特別扱いせず、他と同様の要件を課すこととし、副業であるものは原則として農林水産行政等で支援すべきではないか。仮に一定の例外的措置を検討する場合には、FIT 制度が様々な行政分野の補助金の肩代わりにならないよう、執行状況を継続的に監視・検討してほしい。
- 高圧の小規模事業用太陽光について、差し当たり 2020 年度は、現行制度が継続されるとすれば、入札対象範囲の拡大や入札逃れの防止策を、調達価格等算定委員会で検討してほしい。また今後の取扱いについて、迅速に検討を進めることを期待している。
- 事務局資料では、2020 年度の調達価格等がまだ設定されていない区分として、一般木材等バイオマスとバイオマス液体燃料が記載されている。2020 年度の地域活用要件の導入については、要件の運用・解釈の統一に時間を要するといった面からも慎重に検討してほしい。
- 風力発電が競争電源に位置付けられることに意義はないが、小型風力発電はどのように取り扱われるのか。

事務局

- 今回の事務局資料については、再エネ大量導入・次世代電力 NW 小委員会の中間整理における位置付けを出発点として、「競争電源」と「地域活用電源」を整理した。
- 地域消費型の定義として示している「災害時における活用」「地域消費の確認」の二つの関係について、事務局案は双方を求めることが必要としているが、委員の意見を踏まえて更に検討を進めたい。
- 政府（資源エネルギー庁）と地方自治体とのコミュニケーションとして、「地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会」を、年間3回程度の頻度で開催している。地方自治体とのコミュニケーションは重要だと考えており、連携を深めていきたい。

委員長

- 低圧の小規模事業用太陽光の取扱いについては、来年度の導入を念頭に、自家消費型の地域活用要件を設定することを前提に、調達価格等算定委員会に検討を要請する方向でまとまった。
- 高圧の小規模事業用太陽光については、地域での活用実態やニーズを見極めつつ、今後検討を行う方向でまとまった。
- 小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電については、地域消費型の地域活用要件を設定する方向がまとまった。その上で、制度導入時期について、調達価格等算定委員会に検討を要請する方向でまとまった。

お問合せ先

資源エネルギー庁

長官官房 エネルギー制度改革推進室

電話 : 03-3501-9482

FAX : 03-3580-8426

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365